

令和5年11月15日

各司法書士会 御中
各公嘱協会 御中

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会
権利登記実務研究会
専務理事 岡野直史

権利登記実務研修会開催のお知らせ
「権利登記実務研修会 補講」

平素は当協議会の活動に対するご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
当協議会権利登記実務研究会では、本研究会の基礎研修の一貫である全45回の権利登記実務研修会を開催し終了致しました。

この貫徹に際しまして、以下、講師山田猛司先生より補講開催の趣旨をいただきました。

権利登記実務研修会は司法書士の根幹業務である不動産登記について、全体的に基本の再確認から実務の最新情報の習得までを目指した全45回の膨大な実務研修講座でした。

平成29年12月26日に第1回目の講義が毎月1回開始されましたが、途中、新型コロナウイルスの感染拡大により中断があり、2ヶ月に1回のペースで再開されることになりました。

開始当初は集合研修で司法書士会館2階にある東京司法書士会会議室での集合研修で行われていましたが、途中からズーム配信による講義となりました。

ズーム配信で行うことにより、全国の公共嘱託登記司法書士協会社員の方が本研修を受講することが可能となり、途中から他府県の会員の方が参加されることとなり、非常に研修会としても活気づきました。

ただ上記のような理由により、本来は、令和3年10月12日に第45回の最終回を迎える予定でありましたが、令和5年11月14日になってしまいました。

その間に、長期相続登記未了土地に関する特別措置法の成立・債権法や相続法の改正、さらには令和3年の民法・不動産登記法の改正と、相続土地国庫帰属法の成立がありました。

6年の歳月を経てようやく最終回まで迎えることができた登記実務研修会ですが、この6年の間には、法改正や通達改正は目を見張るものがあり過去の研修内容の修正も必要となっております。

そこで令和5年の12月を最後の区切りと捉え、今までの法改正について、補講を行いたいと思います。

登記実務研修会の1つの目的である実務の最新情報の習得という点では、またとない機会ですので、講義形式の他にも、皆様とのディスカッションもしたいと考えております。

是非、情報収集及び交換の場としてたくさんの方のご参加を希望いたします。

以上の趣旨のとおり、つきましては別紙研修会をご案内します。定員がございますので、お早めにお申し込みください。

研修申込みは、令和5年11月30日(木)までに、FAX(03-3351-9385)
にオンライン又は会館のどちらで参加されるか明記して、お申込み下さい。

なお、当日ご参加できなかった場合は、後日当協議会ホームページよりビデオをご視聴いただくことができます。(この場合の視聴には研修単位は付与されません。)

